



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代表者 取締役社長 庵 栄伸
(コード番号 8377 東証一部・札証)
問合せ責任者 企画グループ長 北川 博邦
(TEL 076-423-7331)

普通株式の単元株式数の変更および株式併合、ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 13 期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会に普通株式の株式併合および定款一部変更について付議すること、ならびに、同株主総会にて株式併合の議案が承認可決されることを条件に普通株式の単元株式数を変更することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 普通株式の単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。当社はかかる趣旨を踏まえ、当社普通株式の単元株式数（売買単位）を変更（1,000 株から 100 株に変更）することといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 28 年 10 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 13 期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案および後記「3. 定款の一部変更 (2) 定款変更の内容」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 普通株式の単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位（1 売買あたりの価格）を証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）に合わせるとともに、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の普通株式の発行済株式総数 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	1,351,630,146 株
株式併合により減少する普通株式の株式数 (注 1)	1,216,467,132 株
株式併合後の普通株式の発行済株式総数 (注 1)	135,163,014 株
株式併合後の発行可能株式総数 (注 2)	390,000,000 株
(参考) 普通株式の発行可能種類株式総数 (注 2)	280,000,000 株

(注 1) 上記「株式併合により減少する普通株式の株式数」および「株式併合後の普通株式の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の普通株式の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

(注 2) 本株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少させる予定です。詳細については、後記「3. 定款の一部変更 (2) 定款変更の内容」をご参照ください。

④ 株式併合の影響

株式併合により、普通株式の発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額が 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数に応じて交付いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (構成比)	所有株式数 (構成比)
10 株未満所有	855 名 (2.10%)	2,051 株 (0.00%)
10 株以上所有	39,766 名 (97.90%)	1,351,628,095 株 (100.00%)
合計	40,621 名 (100.00%)	1,351,630,146 株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 855 名 (所有株式数の合計 2,051 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または 8 ページに記載の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 13 期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会において、本株式併合に関する議案および後記「3. 定款の一部変更 (2) 定款変更の内容」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- A. 上記「1. 普通株式の単元株式数の変更（1）単元株式数の変更の目的」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更するため、現行定款第 6 条について所要の変更を行うものであります。
- B. 第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、第 3 種優先株式および第 4 種優先株式について、現在発行済みの株式は無く、発行の予定もないため、関連条項を削除するものであります。また、その他、条文の削除や法改正に伴う所要の変更を行うものであります。
- C. 上記「2. 株式併合」による普通株式の発行済株式総数の減少ならびに上記 B に記載の変更を行うことにより、現行定款第 5 条に規定される発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。
- D. 上記 A から C の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものとしたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p align="center">第 2 章 株 式</p> <p align="center">(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>3 8 億株</u> とする。このうち <u>2 8 億株</u> は普通株式、<u>4 億株</u> は第 1 種優先株式、<u>2 億株</u> は第 2 種優先株式、<u>2 億株</u> は第 3 種優先株式、<u>9 千万株</u> は第 4 種優先株式、1 億 1 千万株は第 5 種優先株式とする。</p>	<p align="center">第 2 章 株 式</p> <p align="center">(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>3 億 9 千万株</u> とする。<u>発行可能種類株式総数は、普通株式は 2 億 8 千万株とし、第 5 種優先株式は 1 億 1 千万株</u> とする。</p>
<p align="center">(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の単元株式数は、<u>すべての種類の株式につき 1, 000 株</u> とする。</p>	<p align="center">(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式は 100 株とし、優先株式は 1, 000 株</u> とする。</p>
<p align="center">第 3 章 優 先 株 式</p> <p align="center">(優先配当金)</p> <p>第 1 0 条 当社は、<u>第 5 0 条</u> に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という）に先立ち、<u>それぞれ</u>次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における <u>商法第 3 6 5 条もしくは第 3 5 3 条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当</u>（以下、「優先配当金」という）を支払う。</p> <p><u>第 1 種優先株式 1 株につき、年 3 7 円 5 0 銭</u> <u>第 2 種優先株式 1 株につき、年 3 7 円 5 0 銭</u> <u>第 3 種優先株式 1 株につき、年 5 0 円</u> <u>第 4 種優先株式 1 株につき、年 3 7 円 5 0 銭</u> 第 5 種優先株式 1 株につき、年 5 0 円</p>	<p align="center">第 3 章 優 先 株 式</p> <p align="center">(優先配当金)</p> <p>第 1 0 条 当社は、<u>第 4 7 条</u> に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という）に先立ち、次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における <u>旧商法第 3 5 3 条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当</u>（以下、「優先配当金」という）を支払う。</p> <p>第 5 種優先株式 1 株につき、年 5 0 円</p>

現行定款	変更案
<p>(優先中間配当金) 第11条 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において、「優先中間配当金」という)を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金) 第11条 当社は、第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において、「優先中間配当金」という)を支払う。</p>
<p>(残余財産の分配) 第12条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める金銭を支払う。 第1種優先株式1株につき、500円 第2種優先株式1株につき、500円 第3種優先株式1株につき、500円 第4種優先株式1株につき、570円 第5種優先株式1株につき、500円</p>	<p>(残余財産の分配) 第12条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、次に定める金銭を支払う。 第5種優先株式1株につき、500円</p>
<p>(取得条項付株式に対する金銭の交付) 第13条 当社は、第2種、第3種または第5種優先株式の発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後、当社の取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条に定める限度額を限度として、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる額の金銭を交付して、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。当該優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他妥当と認められる方法により行う。</p>	<p>(取得条項付株式に対する金銭の交付) 第13条 当社は、第5種優先株式の発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後、当社の取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条に定める限度額を限度として、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる額の金銭を交付して、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。当該優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他妥当と認められる方法により行う。</p>
<p>(第1種優先株式および第4種優先株式の自己株式取得) 第13条の2 当社は、第1種および第4種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。 2. 第1種および第4種優先株式に関する自己株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(取得請求権付株式)</u> 第16条 第1種、第2種および第4種優先株式の株主は、当会社に対し、その有する株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。 2. 前項の取得請求をすることができる期間および普通株式交付の条件は、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式の発行に際して取締役会の決議をもって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(取得条項付株式に対する普通株式の交付)</u> 第17条 前条により取得請求をすることができる期間中に取得請求のなかった第1種、第2種または第4種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という）に、当会社はその株式の全部を取得し、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 2. 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じた場合は、会社法に従ってこれを取り扱う。</p>	(削 除)
<p><u>(優先順位)</u> 第18条 第1種、第2種、第3種、第4種および第5種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>	(削 除)
<p><u>(優先配当金の除斥期間)</u> 第19条 第52条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>	<p><u>(優先配当金の除斥期間)</u> 第16条 第49条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>
<p>第20条～第25条 （記載省略）</p>	<p>第17条～第22条 （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
第4章 株主総会 (種類株主総会) 第26条 第22条、第23条および第25条 の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2. 第21条 の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。	第4章 株主総会 (種類株主総会) 第23条 第19条、第20条および第22条 の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2. 第18条 の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
第27条～第52条 (記載省略)	第24条～第49条 (現行どおり)
(新設)	附則 本定款の変更の効力発生日は、平成28年6月24日開催の第13期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会の議案にかかる株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。

(3) 定款変更の条件

平成28年6月24日開催予定の当社第13期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会において、本定款の一部変更に関する議案および上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 普通株式の単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

平成28年5月11日 取締役会決議日

平成28年6月24日(予定) 定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会決議日

平成28年10月1日(予定) 普通株式の単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、普通株式の単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係上、各証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成28年9月28日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更と株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、普通株式を10株につき1株の割合で併合いたします。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の単元株式数（売買単位）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされています。

当社はかかる趣旨を踏まえ、平成28年10月1日をもって、当社の普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。併せて、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位（1売買単位当たりの価格）を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）に合わせるとともに、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことと致しました。

Q 3. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 3. 株式併合および単元株式数変更に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成28年6月24日 定時株主総会

平成28年9月27日 1,000株単位での売買の最終日

平成28年9月28日* 各証券取引所の当社株式の売買単位が100株に変更

平成28年10月1日* 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成28年11月中旬* 株主様へ株式併合割当通知発送

平成28年12月初旬* 端数処分代金の支払開始

*平成28年6月24日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 5.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数に応じて交付いたします。今後の具体的なスケジュールはQ3のとおりです。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,213株	1個	121株	1個	0.3株
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	7株	なし	なし	なし	0.7株

Q6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A6. 特段のお手続きの必要はございません。なお、Q5の「株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合」については、該当する株主様に、Q3のスケジュールにより、別途ご案内いたします。

Q7. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉2丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上